

税制調査会 第11回専門家委員会終了後の記者会見録

日 時：平成22年11月 8 日（月）16時01分～

場 所：合同庁舎第 4 号館11F 共用第 1 特別会議室

○神野委員長

本日は第 11 回目の専門家委員会でございますが、テーマは、法人課税と国際課税に関する論点整理の二つを行いました。

法人課税については、三つの論点で議論をさせていただいておりました、一つは法人実効税率の引下げの効果や意義、それから課税ベースの拡大など、さらに法人税率の引下げによって生じる地方税の影響などを論点として議論をしたところでございます。

国際課税に関する論点整理につきましては、後日税制調査会に御報告を申し上げるまで非公開とさせていただきたいと思っておりますので、内容その他についてはコメントを差し控えさせていただきたいと考えております。

何か御質問がございましたら、お受けしたいと存じます。

○記者

法人課税について論点が三つ出たということですがけれども。

○神野委員長

論点が出たといいますか、議論するに当たって委員に論点をお示しした上で、御議論いただいたということです。

○記者

それぞれ委員の方から、どのような御意見があったのでしょうか。

○神野委員長

ほぼ一致している意見としては、税率を引き下げるのであれば課税ベースを拡大すべきであるという意見が多かったのですが、そもそも税率を引き下げること自体の効果について一致していませんでした。つまり、日本の場合には、税率を引き下げるべきであるという意見と、引き下げても政策目的に対して整合的な効果を得ることはできないのではないかという意見がありました。

さらに、租特などの政策税制措置に焦点を当てた方が効果的ではないかというような議論については、税率を引き下げて課税ベースを拡大した方がいいのではないかという意見が一般的でしたけれども、拡大するときには租税特別措置を思い切って全面的に見直すべきであるということでは一致していたと思っておりますが、その上で、本法の改正に踏み切るような見直しについては意見が分かれているというふうに言った方がいいかと思っております。繰越欠損金の制限など、租税特別措置法ではなく本法、法人税法についてまで見直す必要があるのか。

さらに、税率の引下げについて言いますと、税率を引き下げてただ単に課税ベース

を拡大していくというだけではなく、他の税目の増税その他で財源を調達すべきであるというような意見もありましたし、対象とする税目については、消費税まで踏み込むということよりも、個人所得税と法人税というものはそもそも擬制説的に考えると一体化して考えるべきであり、かつシャープ勧告などもそうした考え方に出ていることもあるので、配当やキャピタルゲインなどへの金融資産への課税とか、経営者や重役の高額所得者に対する給与所得控除の制限なども出ました。いろいろな意見が出ているということです。

○記者

資料の中に、先般財務省と総務省の方で示しました財源の捻出についての資料が出ておりますけれども、こちらについて委員の先生方からはどのような御意見がございましたのでしょうか。

○神野委員長

今、御説明したとおりですが、資料の最初に租特が入っているわけですが、こちらについては、割と思い切って見直すべきであるという意見が多かった。それから、法人税法上の特別措置について、本法まで立ち入って改正するということに関しては、やるべきではないという意見や、ここまで思い切って踏み込んでもいいのではないかという意見があって、ここは一致していないということです。

○記者

先ほどお話の中で、ペイ・アズ・ユー・ゴーでいくのか、他の税でいくのか、意見が分かれているというようにお話があったかと思うのですが、法人課税については、経産省は経済効果も含めて財源として考えるという意見であったと思うのですが、そういう検討のされ方、つまり単年度ではなくて複数年度での経済効果について法人課税を引き下げた場合の財源として検討するというのは、今回の専門家委員会では俎上に上るのでしょうか。

○神野委員長

複数年度というのはどういう意味ですか。

○記者

要は、法人税の5%引下げの際の財源について、単年度ではなくて3年後に効果が上がるとか、数年後、3年後までにはという意味です。

○神野委員長

効果そのものについては、議論が分かれているというふうに申し上げたと思います。ある方は効果があるだろうと言いますし、一方で、経産省がやっているアンケートから見ましても、税率を引き下げても内部留保を借入金の返済に使うというのは明らかであり、外資系企業が日本に進出する際の阻害要因についても、税の要素は非常に低くて、多くの場合が人件費や品質の高さなどであり、むしろ市場や人件費の方が多く影響するのではないかという意見もあり、効果そのものについても意見が分かれています。

るというふうに申し上げています。

○記者

財源として所得税などを例に挙げて、今、お話があったと思うのですが、経済産業省の案を見ていると、必ずしも満額でなくても経済効果も見込まれるわけですからという書きぶりもあったと思うのですが、専門家委員会としては、あくまでペイ・アズ・ユー・ゴーという原則を守っての議論だったということですか。

○神野委員長

いや、守ってといたしますか、先ほども言いましたが、そもそもそこは意見が割れています。私たちが、この税制調査会の専門家委員会を始めるに当たって基準にするのは、昨年度の税制改正大綱です。これを見ていただければ分かりますが、税制改正大綱の中では、課税ベースを拡大した際には法人税率を見直していくというふうに明確に謳っているわけです。その後、徐々に新成長戦略などで言いぶりが変わってきていますが、それが問題といたしますか、そのこと自身について、税率を引き下げるとかいろいろ含めて、全部意見が割れているということです。

○記者

また財源の話ですが、租特関連ではかなり一致したという話でしたが、例えば研究開発税制などはどのような御意見があったのかというのを改めてお聞かせください。

○神野委員長

観点が一致したというわけではありません。いろんな意見が出ているということです。R & Dなどについても同じことです。

○記者

これはやはり両論あったということでしょうか。

○神野委員長

両論です。全面的に思い切って見直すべきであるという意見もあります。

○記者

あと、ナフサの部分というものが法人税と違う部分であると思うのですが、それについては何か御意見はあったのでしょうか。

○神野委員長

ナフサは、触れられた方が余りいなかったのですけれども、極端に大きく引き下げるという意見も、国際的に見てやっているところがないということであればそれを考慮すべきであるという意見もあり、また別途、環境問題などもあるので、環境課税その他にどういうスタンスを取っていくのかということも含めて検討すべきではないか。ここもいろいろということです。

○記者

金融所得の部分ですが、例えば具体的に2011年末で期限が切れる証券優遇税制などを使うべきであるみたいな御意見をされた方というのは、いらっしゃったのでしょうか。

か。

○神野委員長

さっきお話をしましたように、統合的に考えて、ペイ・アズ・ユー・ゴーといえますか、つまり、法人税そもそもの趣旨から言っても、税率を引き下げるとするのは課税ベースを拡大する範囲内で、つまり、法人税の中で考えていこうという考え方と、もう少し税率を引き下げて、5%なり何なりでも引き下げた場合に、他の税収を当てにするのであれば、所得税と一体化して考えるという意見がかなり出ていますということをお紹介したと思いますが、そのときにやはりメインになるのはそこになりますね。どうしても配当やキャピタルゲインに対する課税ということになりますから、今おっしゃったような金融資産所得に対する軽減税率などの見直しを含めてという意見も出ているということです。

○記者

先ほど課税ベースの拡大のところで、大綱には課税ベースの拡大というものが前提条件にあるのですけれども、その後、言いぶりが変わってきて問題であるというようなことを先生はおっしゃったのですが、そこをもう少し。

○神野委員長

問題であるというのではなくて、そういう意見が出たということです。つまり、税率をそもそも引き下げるべきか、引き下げない方がいいか。あるいは、税率を引き下げてどのような効果があるかというようなことについて、税率の引下げにそもそも効果を余り期待できないのではないかという意見もかなりといたしますか、多く出ていたということです。つまり、これまで私たち日本は法人税率の引下げをやってきたのですが、そのときに国民にとってどういう生活上優遇するようなメリットがあったのか。

それから、もう一つ。引下げと同時に、見ていただければ分かるように、内部留保が非常に多くなっている。一方で、分配率が悪化しているというような状況の下で、そもそも大綱で課税ベースを拡大し、その範囲内で税率を見直していくということから、新成長戦略や何かで変わってくるわけですね。しかし、そもそも法人税率を引き下げた時に、日本は経済成長したのですけれども、その経済成長は一体何をもたらしたのか。賃金は低くなって、雇用は若干生まれましたけれども、それはほとんど非正規でというようなことをちゃんと踏まえて、検討すべきなのではないか。

そうした意見や、逆に、新成長戦略の基軸はやはり税率を引き下げていくということなので、今後の日本経済を考えていけば税率を引き下げていくという意見と、両方出てきていたということです。

ですから、つまり新成長戦略を踏まえて税率を引き下げるといような意見もあれば、もともと大綱ではベースを拡大した際に税率を引き下げるといことを言っていて、税率を引き下げるといことにどれほどの効果があったのかいことをちゃんと検証してやるべきではないかという意見も一方で出ていというふうに御紹介した

わけです。

○記者

先ほど消費税というよりも所得税と法人税との関係で考えた方がいいのではないかという意見があったということだったのですが、反対に法人税の引下げについても消費税を含めた抜本改革の中でやった方がいいという御意見はあったのでしょうか。

○神野委員長

税率を引き下げるという主張をする人の中に、意見として他の税金も広く見直していくべきである、それは、抜本改革としてやることは昨年12月22日の閣議決定でも法人課税はちゃんと入っていますので、抜本的な税制改革のときに当然議論していくことになるわけですが、他の税目について税制全般の中で考えていくべきであるという議論はありました。

したがって、特に法人税を消費税とリンクして主張されたという意見はなかったといえますか、つまり全体の中に消費税が含まれてくるというような限りではありますが、それよりも、むしろ所得税と法人税というものを一体化して考えてというような意見が多く出たということでしょうか。

○記者

先般開かれました政府税調の全体会合の中で、今後の専門家委員会へのお願い事項といえますか、役割について確か先日言及がありまして、論点などについて先生方になるべく早く議論をまとめていただいて論点整理をお願いしたいという旨の報告があったやに聞いておるんですが、これは神野先生の方には野田大臣か五十嵐副大臣の方から何か要請などはありますでしょうか。

○神野委員長

政府税制調査会の企画委員会で、4日でしたか、議論されて、年内の然るべき時まで一度、私どもの報告を聴取されたいということは承知しております。具体的にいつ、どのようにするかということについては、会長とお話をして進めていくということになるかと思えます。

○記者

これは、今、議論している所得税や法人税などの深掘りした議論についての論点整理のようなものを年内に行うという理解でよろしいのでしょうか。

○神野委員長

これまでの私の認識としては、そこでの御要請は、秋口から始めた議論、つまり総論ではなく、個別の税目の深掘りをしてくれということに対して行われている議論について、議論の状況を報告されたしという御要望であるというふうに了解しています。

○記者

先ほど、租特を思い切って見直しても構わないけれども、法人税法、本法にまで踏み込むべきではないのではないかというような意見があったというようなお話ですけ

れども、そういった意見を述べられた方のその理由といたしますか、根拠はどういうことでそういうことをおっしゃったのか。

つまり、法人税率を引き下げる効果そのものが曖昧なのに、そこまで大幅に改正すべきではないという意味合いでおっしゃったのか。それとも、企業収益に与える影響という意味合いなのでしょうか。

○神野委員長

私の理解では、本法は体系的な論理で成り立っているのです、そこまでいじるというのは論理に合わないのではないかというのが主要な原因であると思います。

さらに、見直しとされている事項のうち、中小企業その他に与える影響が多いのではないかという御意見も、その時に出されています。

よろしいですか。

ありがとうございました。

[閉会]